

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月14日(火) 午後2時00分から午後2時32分
2. 開催場所 里庄総合文化ホールフロイデ 電動中ホール
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和4年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番原田敬造委員、9番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号4についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん外1名、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は397㎡です。

今回、譲受人の●●さんが個人宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、地表になだらかな勾配を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ、適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の整理番号4の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 　直接関係はないが、河川保全区域とはどんな区域なのか。

事務局 　里見川のような河川の場合、河川法で、河川から20メートル以内が区域内で、造成や工事をする場合には、県の許可が必要になります。

● 番 　その許可が下りているということか。

事務局 　許可の申請中で、県に確認したところ、問題なく許可の見込みということでした。

● 番 　何か制限はないのか。届出がいるのか。

事務局 　届出ではなく、占有の許可ということです。制限は特にありません。

議長 　その他にご質問、ご意見等ございませんか。

（質問、意見なし）

整理番号4について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、整理番号4は許可と決定します。

続きまして、整理番号5から7まで事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、整理番号5及び関連議案ですので整理番号6、整理番号7に

ついて、ご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号5は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は402㎡です。

整理番号6は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、2筆、地目は田が2筆、面積は計700㎡です。

整理番号7は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は509㎡です。

今回、譲受人の●●さんが建売住宅の建築を目的に申請が行われました。事務局からの説明が終わりました。

議 長

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の整理番号5から7の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番
事務局

未利用地は最終的にはどこが管理するのか。

5号地の上の未利用地については駐車場になる予定です。未利用地1と

5については、東側にある●●さんに売却する話をこれからするとのこと
です。未利用地2については駐車場として●●さんが管理し、未利用地3
はそのまま残地として残します。通路2のところにある小さい所は、隣地
の方に譲渡すると聞いています。

● 番
事務局

草が生えた時にはどうするのか。

最終的に譲り受けた人、ここで言うと●●さんが管理します。

● 番
事務局

未利用地2は誰が管理するのか。

当面は●●さんが管理して、将来的には●●さんに売却か、隣地の方に
譲渡するということになります。

● 番
事務局
議 長

執行部が管理を●●さんにお願ひしますと言えばいい。それしかない。

お願ひしております。

その他ございませんか。

● 番

ここの中の道路の側溝が、湯の池の用水路になっている。もともと田越
で水を入れるようになっていいる。道路側溝を据えるときに事前に水利の方
に相談してほしい。暗渠になるので、こうしてほしいというのがある。特
に左のあたりに、右から左にヒューム管を入れるようになっていいる。5号
地の北の左の角の、側溝が南側の側溝から北側の側溝に変わるところがヒ
ューム管になっている。側溝は300でしていいるところ、ヒューム管も300
になっている。ということは断面が全然違ひ、ヒューム管の方が小さい。
ヒューム管と側溝を繋ぐときには底を同じ高さにする。円形の場合、満水
になると300の幅を取れるが、最初に水が流れるのは線でしかない。側溝
の場合は少なくとも300の幅で流れてくるのが、管になると線でしか流れ
ないので、管の大きいのを沈めて、最初に水が流れる幅を取ってほしい。
そういうことを業者に言いたい。でないと水位がずっと上がれば幅が取れ
て流れるが、そんなに勾配がないので、水で押してやっと流れる所だ。こ
この水路がまこもの北あたりまで行かないといけなひ。ずっと通って行く
間の勾配が非常に緩い。管になったら断面が小さくならないやり方でやる
よう相談してほしい。この前、左の上の所を●●さんが造成していいる。そ
の時に、勾配をきちっと取ってもらうようにした。今回は距離があるので、
水利の方へ相談するようにしてください。

事務局

許可の条件の中に入れておきます。

● 番

今は丸でなく四角の管もある。そういうのをを使うか、大きい管を底へ沈
めて下げた分は殺してしまうか。断面を最初から取れるようにするとか。
一番右の端の管が柵をして管と管を繋いでいいる感じがあり、そこも相談し
たい。

議 長

その他ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号5から7について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号5から7は許可と決定します。続きまして、整理番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号8についてご説明いたします。

本件も農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は727㎡です。

議長

今回、譲受人の●●さんが建売住宅の建築を目的に申請が行われました。事務局からの説明が終わりました。

●番

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け、既存水路へ接続します。

生活排水については、下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用等の条件については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の整理番号8の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

整理番号8について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号8は許可と決定します。

次に、整理番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、整理番号9番についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく一時転用でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,362㎡です。

今回、借受人の●●さんが土地を借り受け、玉島笠岡道路の工事にかかる現場事務所建築を目的に申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

なお、今まで●●●●さんが使っていたものをそのまま●●●●さんが引き継ぎ、新たな工事などは発生しないので、担当委員による現地調査結果及び事務局からの農地法に基づく農地転用許可の検討事項は省略いたします。

ただ今の整理番号9の案件に関し、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 前回、●●さんが使う時は、その前に使っていた所をそのまま使うということで現地調査に行ったと思うが、なぜ今回は省略なのか。

事務局 前回、●●さんは現場事務所を一から建てるということもあり、現地を見ていただいた方がいいかと思いました。今回はプレハブもそのまま残して何も触らないということなので省略しました。

議長 その他ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号9について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号9は許可と決定します。

以上をもちまして、令和4年第6回総会を閉会いたします。